

鳥取県SDGs推進モデル創出補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県SDGs推進モデル創出補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内事業者による公益性や継続性が高くSDGsの達成に繋がる事業をモデル的な取組として支援し、県内においてSDGsが広く実践されることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象者は、以下の各号に掲げる事項をいずれも満たす者又は団体（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有するとともに、県内において主体的にSDGsの普及に取り組む能力を有すること。
- (2) 法令順守上の問題を抱えている者でないこと。
- (3) 申請を行う者や団体の役員が暴力団等の反社会的勢力ではないこと又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、公益性や継続性が高くSDGsの達成に繋がるモデル的な取組として、別に定める鳥取県補助金等審査会（鳥取県SDGs推進モデル創出補助金審査会）（以下「審査会」という。）において採択された事業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は補助対象事業としないものとする。

- (1) 政治、宗教又は選挙活動に関わる事業
- (2) 公序良俗に反する事業
- (3) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗営業等）
- (4) その他補助金を交付することが適切でないと認められる事業

(補助金の交付)

第5条 県は、第2条の目的の達成に資するため、補助対象事業を行う補助対象者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第1欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第2欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（1円未満は切り捨てるものとし、上限は別表の第3欄に掲げる額とする。）とし、事業実施期間は別表の第4欄に定めるものとする。
- 3 本補助金とは別に補助金等を受けている場合は重複する対象経費を補助対象としないものとする。
- 4 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(事業計画書等の提出及び評価)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号及び様式第2号による事業計画書並びに様式第3号による収支予算書を県が別に定める期日までに提出するものとする。

- 2 県は、前項の事業計画書等の提出があったときは、審査会に諮り、採択の可否を決定するものとする。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付申請は、別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第8条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた後から14日以内（県の祝休日の日数は算入しない）に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 交付目的の達成に支障が生じるおそれのある事業計画の大幅な変更
- (3) 本補助事業の中止及び廃止

- 2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は補助対象期間（交付決定日から12月）を満了した日から20日を経過する日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

(進捗状況報告の時期等)

第11条 規則第17条第3項の規定による報告は、各年度（前条の報告にかかる年度を除く。）の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

- 2 前項の報告は、様式第5号によるものとする。

(補助金の支払い)

第12条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で補助事業者の補助対象経費の支払実績額に対応する補助金を補助事業者へ支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が希望する場合、知事は、原則として鳥取県の一会計年度に1回に限り、補助事業にかかる経費について現地調査前の補助金の概算払（以下「調査前概算払」という。）を行うことができるものとし、その金額は、交付決定額の範囲内で補助事業者が申請する額とする。
- 3 知事は、前項の規定による調査前概算払を受けた補助事業者について、補助対象経費が適正に支出されていると認められ、調査前概算払額と実績額との間に過不足がある場合は、補助金の過払額の返還の請求又は不足額の支払いを行うものとする。
- 4 補助事業者は、調査前概算払を受けようとするときは、様式第6号の概算払請求書、様式第7号の経費支出計画書及び次項に定める専用口座の写しを知事に提出しなければならない。
- 5 補助事業者は、調査前概算払を受けようとするときは、本補助金にかかる専用口座を設けるものとし、補助事業期間中は当該口座を調査前概算払の受け入れ、補助対象経費の支払い及び補助事業実施のための自己資金の預け入れ以外の用途に用いてはならない。
- 6 知事は、調査前概算払の請求を受けたときは、その内容を審査し適切と認められる場合、調査前概算払を行うことができる。

(財産の処分制限)

第13条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
3 第8条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(立入調査等)

第14条 県は、前条までに規定するほか、補助事業及び補助金に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は職員をその事務所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(情報発信への協力)

第15条 補助事業者は、本補助金で実施した事業について、県内のSDGsの実践拡大に資するため、県が行う情報提供及び発信に業務に支障のない範囲で協力するものとする。

(雑則)

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、令和新时代創造本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月8日から施行し、令和3年度事業から適用する。

別表（第5条関係）

1 補助対象経費	2 補助率	3 補助上限	4 補助対象期間
<p>補助事業を実施するために必要と県が認める経費（消費税及び地方消費税を除く）。</p> <p>なお、補助対象者の運営に係る経常的な経費、人件費（報酬、給料、アルバイト賃金、共済費）、食糧費（事業実施に必要不可欠なものは除く）、工事請負費等、交付対象として不相当と認められる経費は対象としない。</p>	1 / 2	300万円 （1円未満は切り捨てる。）	交付決定日から 12月以内